

九重町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (H16年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) H15年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
H16年度	11,660	6,629,835	190,365	1,486,449	22.4	19.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

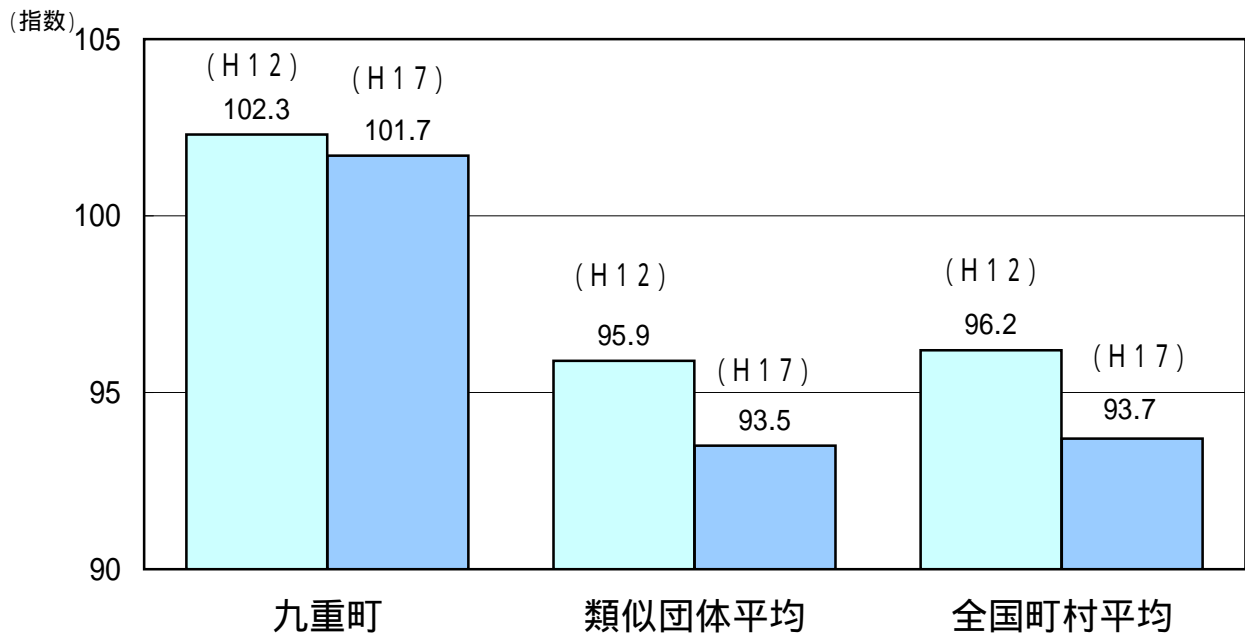
区分	職員数 A	給与			計 B	一人当たり給与 B / A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当		
H17年度	154人	646,027千円	69,641千円	263,021千円	978,689千円	6,355千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 給与費は当初予算に計上された額である。

(3) 特記事項

平成17年7月1日から平成19年3月31日までの間は給料支給額について2%の減額措置を実施しています。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成17年4月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
九重町	歳	円	413,186 円
	44.5	365,466	385,742 円
国	歳	円	円
	40.3	329,728	382,092
類似団体	歳	円	371,286 円
	42.7	331,061	360,835 円

技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
九重町	歳	円	239,355 円
	32.3	226,127	238,382 円
うち 給食調理員	歳	円	220,660 円
	29.6	208,240	219,590 円
国	歳	円	円
	48.1	285,008	316,350
類似団体	歳	円	302,997 円
	47.0	279,790	296,609 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成17年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成17年4月1日現在）

区分	九重町		国		
	初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料	
一般行政職	大学卒	177,400 円	190,200 円	170,700 円	184,400 円
	高校卒	143,300 円	154,300 円	138,800 円	148,500 円
技能労務職	高校卒	143,300 円	154,300 円	-	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成17年4月1日現在）

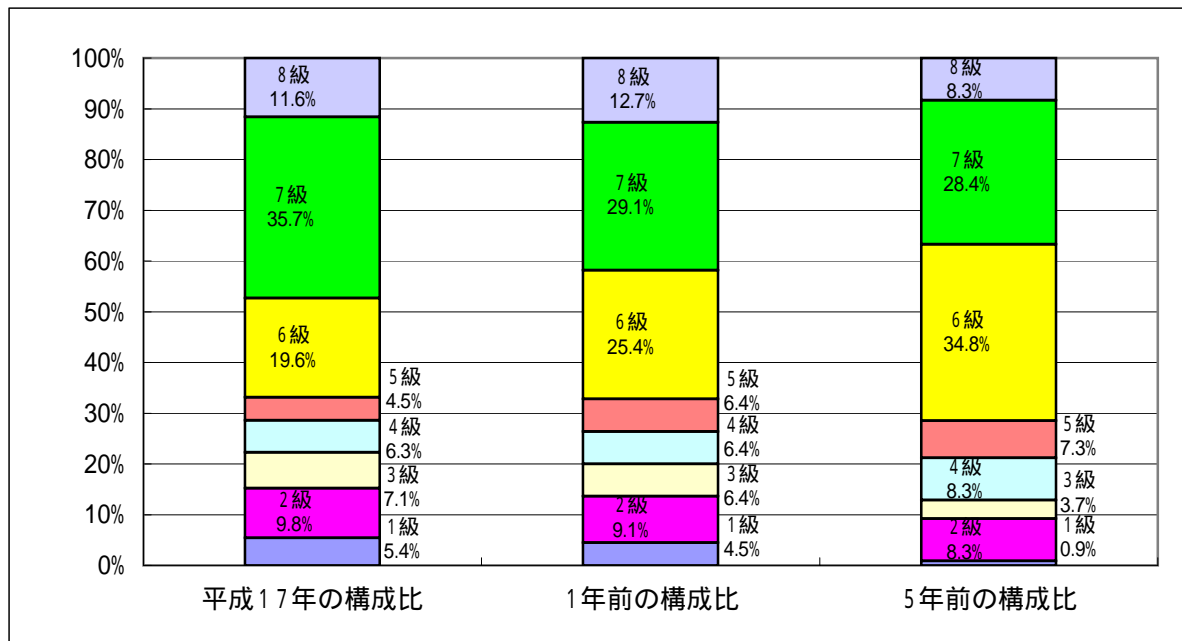
区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	313,000 円	360,700 円	403,900 円
	高校卒	281,700 円	300,100 円	387,600 円
技能労務職	高校卒	194,000 円	240,800 円	-

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成17年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	事務員、技術員、保健師、保育士、獣医、栄養士、看護師、教諭及び社会教育主事補の職務又はこれに相当する職務	6 人	5.4 %
2 級	主事、技師、保健師、保育士、獣医、栄養士、看護師、教諭及び社会教育主事の職務又はこれに相当する職務	11 人	9.8 %
3 級	主任、保健師、保育士、獣医、栄養士、看護師、教諭及び社会教育主事の職務又はこれに相当する職務	8 人	7.1 %
4 級	係長、保育園長及び主任教諭並びに主査、主任保健師、主任保育士、主任獣医、主任栄養士、主任看護師、副主任教諭及び主任社会教育主事の職務又はこれに相当する職務	7 人	6.3 %
5 級	困難な業務を分掌する係長、保育園長、主任教諭、主査、主任保健師、主任保育士、主任獣医、主任栄養士、主任看護師、副主任教諭及び主任社会教育主事の職務又はこれに相当する職務	5 人	4.5 %
6 級	課長補佐、専門員及び主幹並びに特に困難な業務を分掌する係長、保育園長及び主任教諭の職務又はこれに相当する職務	22 人	19.6 %
7 級	課長、室長、局長、館長、所長及び参事並びに困難な業務を分掌する課長補佐、専門員及び主幹の職務又はこれに相当する職務	40 人	35.7 %
8 級	困難な業務を所掌する課長、室長、局長、館長、所長及び参事の職務	13 人	11.6 %

- (注) 1 九重町の規則に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給期間短縮の状況

区 分		全 職 種
H16年度	職 員 数 A	人 169
	普通昇給機関(12~24月)を 短縮して昇給した職員数 B	人 45
	比 率 B / A	% 26.6
H15年度	職 員 数 A	人 169
	普通昇給機関(12~24月)を 短縮して昇給した職員数 B	人 46
	比 率 B / A	% 27.2

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

九 重 町		国	
1人当たり平均支給額(平成16年度) 1,744 千円		-	
(平成16年度支給割合) 期末手当 3 月分 () 月分	勤勉手当 1.4 月分 () 月分	(平成16年度支給割合) 期末手当 3 月分 (1.6) 月分	勤勉手当 1.4 月分 (0.7) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当(平成17年4月1日現在)

九 重 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.00 月分	27.30 月分	勤続20年	21.00 月分	27.30 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給 なし)			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額		23,600 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 調整手当 (平成17年4月1日現在)

支給実績(平成16年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成16年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
該当なし	- %	- 人	- %

(4) 特殊勤務手当 (平成17年4月1日現在)

支給実績(平成16年度決算)		306,000 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成16年度決算)		19,125 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成16年度)		9.5 %	
手当の種類(手当数)		5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
町税の賦課徴収事務	税務担当職員	税の賦課	月額 1,500円
		税の徴収	月額 2,000円
伝染病防疫作業事務		防疫作業	日額 1,000円
家畜診療に従事する事務	獣医師	家畜診療	月額 20,000円
保健予防に従事する事務	保健師	結核患者等予防指導	月額 1,500円
行旅死亡人の遺体収容		遺体収容	1死体 5,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成16年度決算)	34,018 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成16年度決算)	354 千円
支給実績(平成15年度決算)	38,169 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成15年度決算)	382 千円

(6) その他の手当 (平成17年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(H16年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(H16年度決算)	
扶養手当	配偶者		13,500 円	同じ	-	21,575 千円	242,000 円
	配偶者以外2人目まで		6,000 円	同じ	-		
	うち 1人目	配偶者がいない	11,000 円	同じ	-		
		配偶者が扶養でない	6,500 円	同じ	-		
	その他(3人目~)		5,000 円	同じ	-		
16歳~22歳の子についての加算		5,000 円	同じ	-			
住居手当	持ち家 (支給限度額)	2,500 円	異なる	自宅	5,301 千円	69,000 円	
	借家 (支給限度額)	27,000 円	同じ	-			
通勤手当	1kmごとに最高25kmまで(支給限度額)		15,800 円	異なる	1kmごと	8,969 千円	55,000 円
管理職手当	給料の5%			異なる	支給率	4,456 千円	262,000 円

5 特別職の報酬等の状況（平成17年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給料	市区町村長	760,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	助 役	620,000 円	864,000 円 / 346,000 円	
	収 入 役	590,000 円	681,000 円 / 447,000 円	
報酬	議 長	301,000 円	634,000 円 / 498,000 円	
	副 議 長	260,000 円	327,000 円 / 257,800 円	
	議 員	250,000 円	270,000 円 / 199,000 円	
期末手当	市区町村長 助 役 収 入 役	(平成16年度支給割合) 3.00 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(平成16年度支給割合) 3.00 月分		
退職手当	市区町村長	(算定方式)	(支給時期)	
	助 役	在職年方式	任期毎	
	収 入 役	在職年方式	任期毎	

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

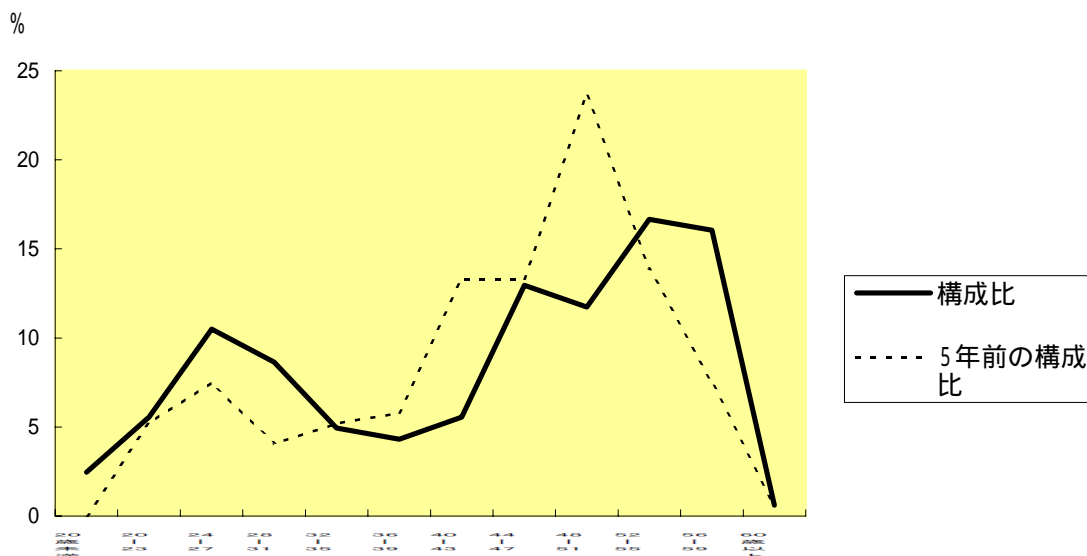
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成17年	平成16年			
一 般 行 政 部 門	議会・総務	36	32	4	業務増(係の新設)	
	税務	8	8	0		
	福祉	36	41	5		事務の統廃合縮小
	経済	29	31	2		事務の統廃合縮小
	土木	11	12	1		事務の統廃合縮小
	小 計	120	124	4		
特 別 行 政 部 門	教育	32	32	0		
	小 計	32	32	0		
公 営 企 業 計 等 部 門	水道	2	3	1	事務の統廃合縮小	
	その他	8	9	1	事務の統廃合縮小	
	小 計	10	12	2		
合 計		162	168	6		
		[216]	[216]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成17年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
		23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	4人	9人	17人	14人	8人	7人	9人	21人	19人	28人	25人	1人	162人

(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

定員適正化目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	10人の純減

平成22年4月1日現在における定員の数値目標

10人の純減

定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

区 分		H16年	H17年	H17年～22年	(参考)
部 門		計画前年	1 年 目	計	数値目標
全 体	減 員		11	37	
	増 員		5	27	
	差 引		6		10
	職員数	169	162	152	152

（注）1 計画期間は、平成17年～22年の5年間である。

7 公営企業職員の状況

(1) 簡易水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は実 質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 15年度の総費用に占 める職員給与費比率
	A		B	B / A	
	千円	千円	千円	%	%
H16年度	68,483	19,005	27,075	39.5	45.2

イ 予算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
H17年度	3人	14,363千円	1,749千円	6,063千円	22,175千円	7,392千円

（注）1 職員手当には退職手当を含まない。
2 給与費は当初予算に計上された額である。

ウ 特記事項

・平成17年7月1日から平成19年3月31日までの間は給料支給額について2%の減額措置を実施しています。

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成17年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
九 重 町	42.5 歳	408,800 円	596,092 円
団 体 平 均	44.1 歳	375,763 円	577,861 円
事 業 者	- 歳		- 円

（注）平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

九重町		団体平均	
1人当たり平均支給額(平成16年度)		1人当たり平均支給額(平成16年度)	
1,992 千円		1,768 千円	
(16年度支給割合)		(16年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3 月分	1.4 月分	3 月分	1.4 月分
() 月分	() 月分	() 月分	() 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成17年4月1日現在)

九重町			団体平均		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	21.00 月分	27.30 月分	勤続20年	21.00 月分	27.30 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(退職時特別昇給	該当なし)	(退職時特別昇給)
1人当たり平均支給額	0 千円		1人当たり平均支給額	17,842 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 調整手当(平成17年4月1日現在)

支給実績(平成16年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成16年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
該当なし	- %	- 人	- %

エ 特殊勤務手当(平成17年4月1日現在)

支給実績(平成16年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成16年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成16年度)		0.0 %	
手当の種類(手当数)		0	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
該当なし	-	-	-

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成16年度決算)	242 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成16年度決算)	81 千円
支給実績(平成15年度決算)	617 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成15年度決算)	206 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(平成17年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(H16年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(H16年度決算)	
扶養手当	配偶者		13,500 円	同じ	-	930 千円	310,000 円
	配偶者以外2人目まで		6,000 円	同じ	-		
	うち 1人目	配偶者がいない	11,000 円	同じ	-		
		配偶者が扶養でない	6,500 円	同じ	-		
	その他(3人目~)		5,000 円	同じ	-		
	16歳~22歳の子についての加算		5,000 円	同じ	-		
住居手当	持ち家(支給限度額)		2,500 円	異なる	自宅	60 千円	30,000 円
	借家(支給限度額)		27,000 円	同じ	-		
通勤手当	1kmごとに最高25kmまで(支給限度額)		15,800 円	異なる	1kmごと	107 千円	36,000 円

定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

ア 定員適正化目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	1

イ 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

1人の純減

ウ 定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要
6(3) の参考を参照